# 長洲町公共施設の自動販売機設置事業者募集要項

長洲町では、契約書の別紙１（以下「別紙1」という。）に記載する公共施設の利用者等の利便性を確保するため、自動販売機の設置事業者を募集する。設置事業者の決定は一般競争入札により行う。参加者は本募集要項、各様式、契約書案及び公表する質問回答を確認して申し込むこと。

## １　競争入札に付する事項

（1）業務番号　令和８年度総務役第167号
（2）業務名　　長洲町公共施設の自動販売機設置事業
（3）業務概要　自動販売機の設置及び運営管理　21台
（4）販売品目　飲料及び食料品
（5）履行場所　別紙１に掲げる長洲町内各設置場所。
設置位置は、契約書の別紙２（以下「別紙2」という。）による。
（6）履行期間　令和９年４月１日から令和14年３月31日までの５年間
（7）入札する数値　本業務の月間売上額に対する販売手数料率。百分率で、小数点以下第２位まで記載すること。

## ２　競争入札参加形態

単体のみとし、共同事業体及び共有名義での申込みは認めない。

## ３　参加資格

次の要件をすべて満たす法人その他の団体であること。
（1）長洲町物品調達等競争入札参加者資格審査等要領に基づく有資格者名簿に登録されていること。未登録の者は、令和８年12月２日（水）午後５時15分までに、名簿登録のための資格審査を申請すること。
（2）地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しないこと。
（3）会社更生法又は民事再生法による手続開始の申立てがなされた場合は、更生計画又は再生計画の認可決定がなされていること。
（4）町の物品調達等の契約に係る指名停止等の措置を受けている期間中でないこと。
（5）熊本県内に本店又は入札及び契約に関する権限を委任された支店若しくは営業所を有すること。
（6）個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止等、個人情報の適正な保護及び管理に必要な措置を講ずることができること。
（7）長洲町暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者でないこと。
（8）国税及び地方税に滞納がないこと。
（9）社会保険料等（医療保険料、年金保険料、雇用保険料及び労災保険料）に滞納がないこと。
（10）自動販売機の設置業務において５年以上の実績を有し、かつ、公告日前３年以内に、自ら管理及び運営を行う自動販売機を公共施設等に設置した実績があること。
（11）宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
（12）共同事業体又は共有名義による申込みでないこと。
（13）その他、設置事業者として明らかに不適当と認められる者でないこと。

## ４　契約等の条件

（1）長洲町自動販売機設置許可事務取扱要綱第3条及び第4条に基づく申請、許可通知及び契約の手続を行うこと。設置事業者は、使用許可の条件を遵守すること。

（2）別紙1に記載する10施設・21台を一括して募集し、一部の施設又は機器のみを対象とした申込み及び入札は認めない。設置場所は、別紙1の一覧表及び別紙2の設置場所図による。

（3）履行期間は令和9年4月1日から令和14年3月31日までとし、この期間における設置及び管理に必要な手続を行うこと。

（4）行政財産使用料は1台当たり月額1,000円とし、町の発行する納入通知書により、各使用月の開始前に納付すること。

（5）設置事業者は、飲料及び食料品の月間売上額に選定された販売手数料率を乗じて得た額を、販売手数料として町に納付すること。売上額は税込販売価格に基づくものとし、販売手数料は自動販売機ごと及び販売価格別に算定し、各算定額の1円未満を切り捨てて合計する。算定した販売手数料の額には消費税及び地方消費税を含むものとし、これらを別途加算しない。

（6）自動販売機が使用する電気料は、設置事業者が計量した使用電力量に次の条件を適用して算定し、町に納付すること。

・電気料単価　別紙1の施設別単価（20.20円/kWh又は33.30円/kWh）

・適用開始日　令和9年4月1日以後に使用した電力量に適用する。

・改定時の適用　要綱第8条第2項により、改定があった日の属する月の翌月以後の使用分に適用する。ただし、改正附則に別段の定めがある場合は、その定めによる。

・算定条件　単価には消費税、地方消費税及び再生可能エネルギー発電促進賦課金分を含む。電気料は自動販売機1台ごとに算定し、1円未満を切り捨てる。

（7）設置事業者は、自己の負担でパルス式メーター等の適正な計量器を設置及び管理すること。毎月1日から末日までの販売実績及び使用電力量を、翌月15日までに町へ報告すること。

（8）町は販売手数料及び電気料を毎月請求し、設置事業者は当該実績月の翌月末日までに、町が指定する方法により納付すること。行政財産使用料は第4号に定める納期による。

（9）自動販売機の設置、交換、移設及び撤去の工事費、配線工事費、電源の改修等に要する経費、計量器の設置費、維持管理費その他設置運営に必要な費用は、設置事業者が負担すること。ただし、新山団地及び高浜団地については、町が自動販売機の搬入前に、電源プラグを接続できるようコンセント及び必要な配線等の電源設備を整備し、その電気工事費用を負担するものとする。町が整備した当該電源設備の修繕に要する費用は、町が負担する。ただし、設置事業者の不適切な使用その他設置事業者の責めに帰すべき事由により修繕が必要となった場合は、設置事業者が負担する。

（10）設置及び運営に必要な許認可、届出等を適法に行い、設置に係る権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。商品の搬入、廃棄物の搬出及び保守作業の時間と経路は、町の指示に従うこと。

（11）防犯、商品補充、金銭管理、安全管理、衛生管理、感染症対策、在庫及び賞味期限の管理、故障対応及び苦情処理は、設置事業者の責任で行うこと。自動販売機に故障等の連絡先を明示すること。

（12）飲料容器の種類に応じた使用済み容器の回収箱を必要数設置し、設置事業者の責任で回収及びリサイクルを行うこと。

（13）期間満了又は契約解除等の場合は、町が別に認める場合を除き、速やかに撤去し、設置場所を原状に回復すること。その費用は設置事業者が負担すること。ただし、新山団地及び高浜団地は、町の電源設備整備後、設置事業者による自動販売機設置前の状態に回復すること。
（14）行政財産使用料の滞納に係る延滞金等は、長洲町税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例による。販売手数料及び電気料の納付遅延は契約書の定めによる。
（15）落札者は、契約締結前に、設置予定機器のメーカー及び型番、外形寸法、災害対応及びキャッシュレス対応の有無等を記載した契約書の別紙3「設置機器一覧表」を作成し、機器仕様資料を添付して町に提出し、確認を受けること。
（16）その他の条件は、契約書案のとおりとする。

## ５　設置する自動販売機の条件

（1）外形寸法は、幅1,500㎜、奥行800㎜、高さ2,000㎜をそれぞれ超えないこと。実際の設置に必要な空間及び通路幅を確認し、転倒防止対策を講ずること。
（2）閉館時のタイマーによる消灯又は節電ができる機種とし、ノンフロン対応等、環境に配慮したものとすること。
（3）現行の500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できること。また、役場庁舎に設置する3台は、すべてキャッシュレス決済に対応した機器とすること。
（4）飲料用機器はヒートポンプ式とし、利用者の操作等についてバリアフリーに配慮すること。食料品用機器は販売品目に応じた温度管理及び衛生管理ができること。
（5）役場庁舎の3台のうち1台、中央公民館の飲料用3台のうち1台、にじいろはうすの1台及び町民研修センターの1台は、停電時でも在庫飲料を無償提供できる災害対応型とすること。
（6）災害対応型の機器内にある在庫飲料は、災害時に避難者等へ無償提供することとし、町の要請に協力すること。機器には災害対応型であることを表示し、操作方法及び連絡先を事前に町と確認すること。

## ６　販売する品目及び価格の条件

（1）飲料は清涼飲料水、コーヒー、牛乳等とし、酒類を含めない。容器は缶、ペットボトル等の密閉式とする。
（2）中央公民館は、飲料（B-1・B-2・B-3）及び食料品（B-4）とする。食料品は軽食を基本とし、具体的な販売品目については、設置事業者が生涯学習課と協議の上、決定すること。
（3）販売価格は、メーカー希望小売価格等の標準価格以下とすること。具体的な商品構成は、販売開始前に町と協議すること。
（4）災害時の無償提供は、第5項に定める条件による。

## ７　入札関係書類の提出方法

（1）参加希望者は、第15項の日程に従い、次の書類を入札・契約担当へ提出し、参加資格の確認を受けること。
ア　応募資格審査申請書（様式1）
イ　国税及び地方税の滞納がないことを証する書類の写し。権限を委任された支店又は営業所が申請するときは、本店及び当該支店又は営業所について必要な証明書を提出すること。
ウ　社会保険料等の滞納がないことを証する書類の写し
エ　設置予定の機器概要が分かる資料（様式自由）
オ　第3項第10号の設置業務実績及び公共施設等への設置実績が分かる証明資料の写し

カ　代理人により入札する場合は委任状（様式3）

（2）提出方法は郵送又は持参とし、第15項の提出期限までに到達させること。証明書は、提出期限時点の滞納の有無等を確認できるものとする。名簿登録申請は本件の応募資格審査申請とは別に、第15項の期限までに、第14項の契約担当部局へ郵送又は持参により提出すること（必着）。名簿登録の審査中であっても、本件の申請書類は12月9日（水）午後5時15分までに提出すること（必着）。

（3）書類の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とし、提出書類は返却しない。提出期限後の差替え及び再提出は、特別の事情があると町が認める場合を除き認めない。

（4）虚偽の記載をした場合は、関係規程に基づき必要な措置を行う。提出書類は、参加資格の確認及び本件の事務処理に必要な範囲で使用する。

（5）参加資格の確認結果は、第15項の期限までに、応募資格審査申請書（様式1）に記載された電子メールアドレス宛てに、結果通知書を添付した電子メールにより通知する。名簿登録を申請中の者については、登録状況を確認の上、参加資格の有無を判定する。

（6）令和8年度総務役第167号「長洲町公共施設の自動販売機設置事業」及び令和8年度総務役第168号「長洲町公共施設の子育て支援自動販売機設置事業」（以下これらを「両業務」という。）の両方に申請する場合は、応募資格審査申請書（様式1）を業務ごとに提出すること。両業務に共通する添付書類（第1号イ、ウ及びオ）は、両業務を合わせて1部提出するものとする。ただし、機器概要資料及び代理人の委任状（様式3）は、業務ごとに提出すること。

## ８　質問書の提出及び回答

（1）公告、募集要項及び契約書案に関する質問は、書面（様式自由）により、第15項の期間内に郵送、持参又は電子メール（zaisei@town.nagasu.lg.jp）で提出すること。

（2）回答は、第15項の期間に町ホームページで公表する。公表する回答は、本募集における条件の解釈を示すものとして取り扱う。

## ９　入札方法及び落札者の決定

（1）有効な入札のうち、町があらかじめ定める予定販売手数料率以上で、販売手数料入札書（様式2）に記載された率が最高の者を落札者とする。

（2）販売手数料率は、飲料及び食料品の月間売上額に対して町へ支払う販売手数料の割合をいい、百分率で小数点以下第2位まで記載すること。販売手数料のほかに行政財産使用料及び電気料の負担があることを確認して入札すること。入札する販売手数料率は、本業務の全ての自動販売機及び販売品目に共通する単一の率とする。

（3）入札の執行回数は1回とする。

（4）販売手数料入札書（様式2）を長3定型封筒に入れて封かん・封印し、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便により、第15項の入札書受付期間内に町へ到達するよう郵送すること。同期間は町への到着期間をいい、消印の日付によるものではない。封筒の記載は封筒記載例による。入札書の日付は、令和8年12月15日（火）から12月22日（火）までの日付とする。郵送後の書換え又は引換えは認めない。持参による入札は認めない。両業務に入札する場合は、入札書を業務ごとに作成し、それぞれ別の封筒で提出すること。

（5）最高の販売手数料率で有効な入札をした者が複数ある場合は、くじにより落札者を決定する。

（6）代表者又は名簿登録上の受任者が入札する場合は、入札書の代表者欄に当該者の職氏名を記載し、町に届け出た使用印を押印すること。代理人が入札する場合は、入札書の上段に入札参加者の所在地、商号又は名称及び代表者職氏名を記載し、代理人欄に記名して、委任状（様式3）の

代理人欄と同じ印を押印すること。この場合、入札書の代表者欄への押印は不要とする。封筒の封印は、入札書に押印した印と同じ印で行うこと。

## １０　入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式 4）を、次のとおり提出すること。

（1）提出期限　令和 8 年 12 月 22 日（火）午後 5 時 15 分（必着）

（2）提出先　長洲町役場 総務課 財務係

（3）提出方法　郵送又は持参

## １１　封筒の不受理

次の封筒は受け付けず、理由を付して提出者へ返送する。

（1）第 9 項第 4 号に掲げる方法以外で郵送された封筒

（2）第 15 項の入札書受付期間外に到達した封筒

（3）業務名が記載されていない等、対象業務の識別が困難な封筒

## １２　無効入札

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

（1）入札参加資格を有しない者がした入札又は落札者決定までに参加資格を失った者の入札

（2）記名押印を欠く入札

（3）販売手数料率を訂正した入札又は率が判読できない入札

（4）本業務について同一の入札者が 2 通以上提出した入札

（5）入札期間外の日付が記載された入札

（6）明らかに連合によると認められる入札

（7）その他、本募集要項に定める入札条件に違反した入札

## １３　入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金　免除する。

（2）契約保証金　免除する。

## １４　契約担当部局

入札、契約及び業務に関する窓口

長洲町役場 総務課 財務係（役場庁舎 2 階）

所在地　〒869-0198　熊本県玉名郡長洲町大字長洲 2766 番地

電話　0968-78-3178　ファクシミリ　0968-78-1092

電子メール　zaisei@town.nagasu.lg.jp

## １５　入札日程

| 手続等 | 期間又は期日 | 備考 |
|---|---|---|
| 公告 | 令和 8 年 11 月 11 日（水） | 町ホームページ等に掲載 |
| 物品調達等の有資格者名簿への登録申請<br>（未登録者のみ） | 令和 8 年 12 月 2 日（水）<br>午後 5 時 15 分まで | 契約担当部局へ郵送又は持参（必着） |
| 資格確認申請 | 令和 8 年 11 月 11 日（水）から<br>12 月 9 日（水）午後 5 時 15 分まで | 契約担当部局へ郵送又は持参 |
| 資格確認結果通知 | 令和 8 年 12 月 14 日（月）まで | 申請者に電子メールで通知 |
| 質問書の提出 | 令和 8 年 11 月 11 日（水）から<br>12 月 4 日（金）午後 5 時 15 分まで | 契約担当部局へ郵送、持参又は電子メール |
| 質問への回答 | 令和 8 年 12 月 8 日（火）まで | 町ホームページに掲載 |
| 入札書受付期間 | 令和 8 年 12 月 15 日（火）から<br>12 月 22 日（火）午後 5 時 15 分まで（必着） | 契約担当部局へ一般書留、簡易書留又は特定記録郵便で郵送 |
| 開札 | 令和 8 年 12 月 24 日（木）午前 10 時 | 役場庁舎 2 階デジタル会議室で実施 |
| くじ引き（同率の場合のみ） | 日時は対象者に別途通知 | |

## １６　入札に参加する者が 1 者である場合の措置

参加者が 1 者であっても、公告した条件に従って入札を執行する。

# 長洲町公共施設の自動販売機設置契約書(案)

長洲町（以下「甲」という。）と【設置事業者】（以下「乙」という。）とは、別紙1に掲げる公共施設に設置する自動販売機（以下「自販機」という。）の設置及び運営について、次のとおり契約を締結する。

（設置及び財産使用の手続）

第1条　甲は、乙が設置する自販機21台を別紙1及び別紙2に定める場所に設置し、募集要項に定める品目を販売することを認める。

2　設置及び使用は、長洲町自動販売機設置許可事務取扱要綱第3条及び第4条に基づく申請及び甲が別途行う許可を受けた範囲で行う。乙は、その許可条件を遵守する。本契約のみで行政財産の使用権を設定するものではない。

3　乙は、設置する自販機について、所有権その他の設置及び運営に必要な正当な権原を有するものとする。乙は、契約締結前に別紙3「設置機器一覧表」を作成し、甲に提出してその確認を受けるものとする。設置する自販機は、同一覧表に記載された機器とする。

（管理責任及び費用負担）

第2条　乙は、自販機の設置、撤去、保守、商品の補充、売上代金の回収その他自販機の管理、安全及び衛生管理を行う。

2　乙又は乙の指定する者が設置場所へ立ち入る際は、甲が指定する時間及び経路に従い、甲の業務に支障を及ぼさないようにする。

3　自販機の運搬、搬入、設置、交換、移設及び撤去に要する費用は、乙が負担する。

4　設置に伴う電気工事、配線、電源の改修及び計量器の設置等に要する費用は、乙が負担する。ただし、新山団地及び高浜団地については、甲が自販機の搬入前に、電源プラグを接続できるようコンセント及び必要な配線等の電源設備を整備し、その電気工事費用を負担する。甲が整備した当該電源設備の修繕に要する費用は、甲が負担する。ただし、乙の不適切な使用その他乙の責めに帰すべき事由により修繕が必要となった場合は、乙が負担する。自販機を撤去するときは、乙の負担により設置場所を原状に回復する。ただし、甲が別に認める場合は、この限りでない。なお、甲が整備した電源設備は、設置事業者が変更となる場合も撤去せず存置する。

5　甲は、業務に支障がない範囲で、乙又は乙の指定する者が管理のために設置場所へ立ち入ることを認める。

6　乙は、自販機に関する業務の一部を他の者へ委託しようとするときは、事前に甲の承諾を得る。委託した場合も、本契約上の責任は乙が負う。

（販売品目及び機器の仕様）

第3条　販売品目は、別紙1に掲げる飲料及び食料品とし、具体的な商品構成及び価格は、募集要項に従い、乙が販売開始前に甲と協議して定める。

2　飲料は清涼飲料水、コーヒー、牛乳等とし、酒類を含めない。容器は缶、ペットボトル等の密閉式とする。

3　中央公民館は、飲料（B-1・B-2・B-3）及び食料品（B-4）とし、食料品は募集要項第6項に定める販売条件に従う。

4　販売価格はメーカー希望小売価格等の標準価格以下とし、商品構成又は価格を変更する場合は、事前に甲と協議する。

5　乙は、募集要項に定める寸法、安全、節電、環境、硬貨・紙幣への対応及びバリアフリー等の条件を満たす機器を設置する。役場庁舎に設置する3台は、すべてキャッシュレス決済に対応し

た機器とする。また、中央公民館に設置する食料品用自動販売機（B-4）は、販売品目に応じた温度管理及び衛生管理ができる機器とする。

6　乙は、募集要項第5項で指定する災害対応型の機器について、災害時に在庫飲料を避難者等へ無償で提供することとし、甲の要請に協力する。対象機器は停電時にも対応できるものとし、災害対応型であることを表示する。

（行政財産使用料）

第4条　乙は、行政財産使用料として、1台当たり月額1,000円を、甲の発行する納入通知書により、各使用月の開始前に甲へ納付する。

（販売手数料及び販売実績の報告）

第5条　乙は、毎月1日から末日までの飲料及び食料品の販売実績を、翌月15日までに甲へ報告する。

2　販売手数料は、前項の月間売上額に【落札した販売手数料率】％を乗じて得た額とする。売上額は税込販売価格に基づくものとし、販売手数料は自動販売機ごと及び販売価格別に算定し、各算定額の1円未満を切り捨てて合計する。算定した販売手数料の額には消費税及び地方消費税を含むものとし、これらを別途加算しない。

3　甲は、前2項の報告及び条件に基づき、販売手数料を乙へ請求する。

4　乙は、災害時の在庫飲料の無償提供があった場合は、その実績を販売実績と区別して甲へ報告する。

（電気料及び使用電力量の報告）

第6条　乙は、自販機が使用した電力量を自己の責任で計量し、毎月1日から末日までの使用電力量を、翌月15日までに甲へ報告する。

2　電気料は、前項の使用電力量に、別紙1の施設別単価を乗じて算定する。単価は、消費税、地方消費税及び再生可能エネルギー発電促進賦課金分を含み、令和9年4月1日以後の使用分から適用する。端数処理は自動販売機1台ごとに算定した額の1円未満を切り捨てるものとする。

3　契約期間中に電気料単価が改定された場合は、要綱第8条第2項により、改定があった日の属する月の翌月以後の使用分から改定後の単価を適用する。ただし、改正附則に別段の定めがある場合は、その定めによる。甲は、改定内容及び適用時期を乙へ書面により通知する。

4　乙は、自己の負担でパルス式メーター等の適正な計量器を設置及び管理する。

（料金の請求及び納付）

第7条　甲は、第4条から前条までの料金を、それぞれ確定した納期及び条件に従って請求する。

2　販売手数料及び電気料は毎月請求し、乙は当該実績月の翌月末日までに、甲の指定する方法により納付する。行政財産使用料の納期は第4条による。

3　行政財産使用料の延滞金等は、関係条例の定めによる。乙が販売手数料又は電気料を納期限までに納付しないときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納額に対し民法第419条第1項に規定する法定利率による遅延損害金を甲に支払うものとする。

（甲の義務）

第8条　甲は、自販機の故障、破損、盗難、商品の不足その他の異常を発見したときは、速やかに乙へ連絡する。

2　甲は、自販機が第三者から汚染又は破壊を受けているとき、又はそのおそれがあるときは、その防止に努める。

3　甲は、設置場所の提供者として可能な範囲で乙に協力する。

（乙の義務）
第 9 条　乙は、自販機の設置、交換、移設、撤去及び運営に必要な届出等の手続並びに安全対策を行い、その費用を負担する。ただし、第 2 条第 4 項に定める甲が負担する電気工事費用及び電源設備の修繕費用については、この限りでない。
2　自販機の保守修理費用は、甲の責めに帰すべき場合を除き、乙が負担する。
3　乙は、前条第 1 項の連絡を受けたときは、迅速に対応及び処置を行う。
4　乙は、自販機及び商品の安全管理、品質管理並びに衛生管理を徹底し、事故防止に努める。
5　乙は、募集要項に従い、飲料容器の回収箱の設置、回収及びリサイクルを行う。
6　乙は、募集要項及び本契約の履行に必要な管理体制と連絡体制を確保する。
（損害賠償）
第 10 条　乙は、自販機の故障等に起因して甲の財産に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
2　甲は、事故、災害その他甲の責めによらない事由によって自販機が損害を受けた場合は、その賠償の責めを負わない。
（禁止事項）
第 11 条　甲及び乙は、相手方の承諾なく、自販機の撤去、移設又は移動を行ってはならない。
2　乙は、甲の業務を妨げる行為又は甲が禁止する行為を行ってはならない。
3　乙は、設置に係る権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。
（契約期間）
第 12 条　本契約の期間は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までとする。
2　期間満了又は契約解除前の実績に係る報告及び料金の精算は、契約終了後も本契約に従って行う。
（契約変更）
第 13 条　甲及び乙は、自販機の機種その他本契約の内容に変更が生ずるときは、事前に相手方と協議し、必要な申請、承諾及び変更契約等の手続を行う。
2　変更契約は、本契約の残存期間について行う。電気料の改定については、第 6 条第 3 項及び契約別紙に定める取扱いによる。
（契約解除）
第 14 条　甲又は乙は、相手方が本契約に違反したときは、本契約を解除することができる。
2　甲又は乙は、契約期間中であっても自販機の設置を不要と認めるときは、書面による 1 か月以上の猶予期間を置いて、本契約を解除することができる。
3　乙は、期間満了又は契約解除等の場合は、甲が別に認める場合を除き、速やかに自販機等を撤去し、設置場所を原状に回復する。その費用は乙が負担する。ただし、新山団地及び高浜団地については、甲が電源設備を整備した後、乙が自販機を設置する前の状態に回復するものとする。
（守秘義務）
第 15 条　甲及び乙は、本契約に基づいて知り得た情報を、法令に基づく場合等を除き、第三者に漏らしてはならない。この義務は、本契約の終了後も同様とする。
（疑義の決定及び関係資料）
第 16 条　本契約の履行においては、募集要項及び公表された質問回答に定める条件を併せて遵守する。
2　本契約に関して疑義がある場合又は定めのない事項については、関係法令及び規程に従い、甲及び乙が協議して定める。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　熊本県玉名郡長洲町大字長洲2766番地
　　長洲町
　　【町側署名者の職名及び氏名】　印

乙　【設置事業者所在地】
　　【設置事業者商号及び代表者職氏名】　印

# 契約別紙　設置及び料金等の条件

| 項目 | 条件 |
|---|---|
| 対象 | 別紙 1 に掲げる 10 施設・21 台 |
| 期間 | 令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで |
| 行政財産使用料 | 1 台当たり月額 1,000 円<br>各使用月の開始前に納付 |
| 販売手数料 | 月間売上額 ×　【落札した販売手数料率】%<br>売上額の扱い　税込販売価格に基づく売上額<br>端数処理　自動販売機ごと及び販売価格別に算定し、各算定額の 1 円未満切捨て後に合計<br>消費税及び地方消費税を別途加算しない。 |
| 電気料 | 使用電力量 × 別紙 1 の施設別単価<br>20.20 円/kWh 又は 33.30 円/kWh（消費税・地方消費税・再エネ賦課金分を含む）<br>端数処理　自動販売機 1 台ごとに算定し、1 円未満切捨て |
| 報告期限 | 販売実績及び使用電力量は実績月の翌月 15 日まで |
| 納期限 | 販売手数料及び電気料は実績月の翌月末日まで |
| 単価改定 | 契約書第 6 条第 3 項による |
| 遅延損害金等 | 行政財産使用料は関係条例、販売手数料及び電気料は契約書第 7 条第 3 項による |

添付資料

別紙 1 自動販売機設置施設一覧表、別紙 2 設置場所図、別紙 3 設置機器一覧表及び機器仕様資料

# 別紙１　自動販売機設置施設一覧表

| 施設番号 | 施設名及び設置場所 | 設置記号 | 台数 | 販売品目 | 電気料単価円/kWh |
|---|---|---|---|---|---|
| ① | 長洲町役場庁舎<br>1階ロビー | A-1・A-2・A-3 | 3 | 飲料 | 20.20 |
| ② | 中央公民館<br>集会室横・トイレ入口 | B-1・B-2・B-3・B-4 | 4 | 飲料（B-1・B-2・B-3）<br>食料品（B-4） | 20.20 |
| ③ | 金魚と鯉の郷広場<br>駐車場(トイレ付近) | I-1・I-2・I-3・I-4 | 4 | 飲料 | 20.20 |
| | 多目的広場(トイレ横) | J-1・J-2 | 2 | | |
| ④ | 健康福祉センター<br>1階ロビー | K-1・K-2 | 2 | 飲料 | 33.30 |
| ⑤ | にじいろはうす<br>1階玄関 | L-1 | 1 | 飲料 | 20.20 |
| ⑥ | 町民研修センター<br>1階ロビー | M-1 | 1 | 飲料 | 33.30 |
| ⑦ | 浄化センター<br>1階ロビー | N-1 | 1 | 飲料 | 20.20 |
| ⑧ | げんきの館<br>ホール | O-1 | 1 | 飲料 | 33.30 |
| ⑨ | 新山団地<br>3棟横 | Q-1 | 1 | 飲料 | 33.30 |
| ⑩ | 高浜団地<br>ゴミステーション横 | R-1 | 1 | 飲料 | 33.30 |

合計　10施設・21台

・施設番号（①～⑩）は、別紙2の全体位置図及び各施設の設置場所図に示す番号と対応する。

・電気料単価には消費税、地方消費税及び再生可能エネルギー発電促進賦課金分を含む。令和9年4月1日以後の使用分から適用する。

・災害対応型は、役場庁舎1台、中央公民館の飲料用1台、にじいろはうす1台及び町民研修センター1台とする。対象となる設置記号は、設置機器一覧表で特定する。

別紙２

# 自動販売機設置施設　全体位置図

10施設・21台




## 位置図・施設一覧

① 長洲町役場庁舎　3台
A-1、A-2、A-3

② 中央公民館　4台
B-1、B-2、B-3、B-4

③ 金魚と鯉の郷広場　6台
駐車場 I-1、I-2、I-3、I-4
多目的広場 J-1、J-2

④ 健康福祉センター　2台
K-1、K-2

⑤ にじいろはうす　1台
L-1

⑥ 町民研修センター　1台
M-1

⑦ 浄化センター　1台
N-1

⑧ げんきの館　1台
O-1

⑨ 新山団地　1台
Q-1

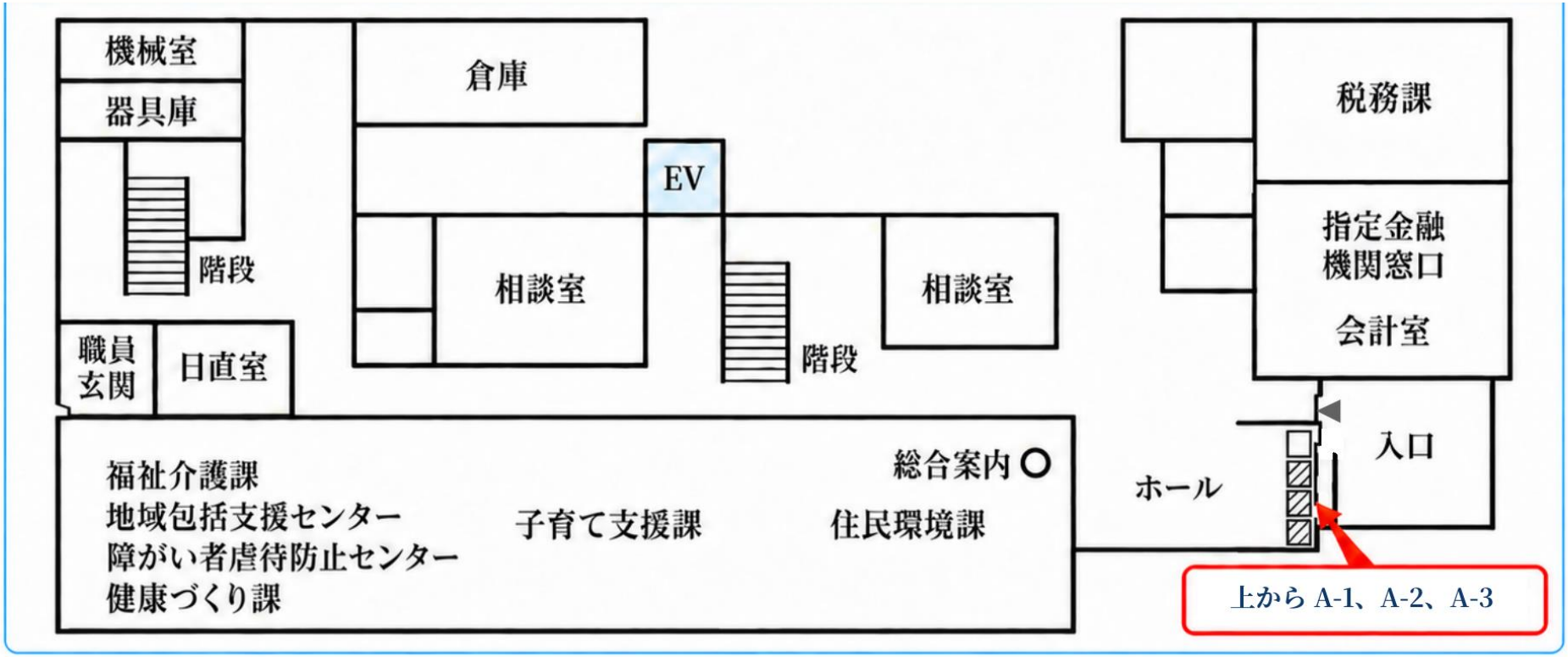
⑩ 高浜団地　1台
R-1

全体位置図の施設番号 ①

# 長洲町役場庁舎　自動販売機設置場所図

設置台数 3台

## 1階平面図



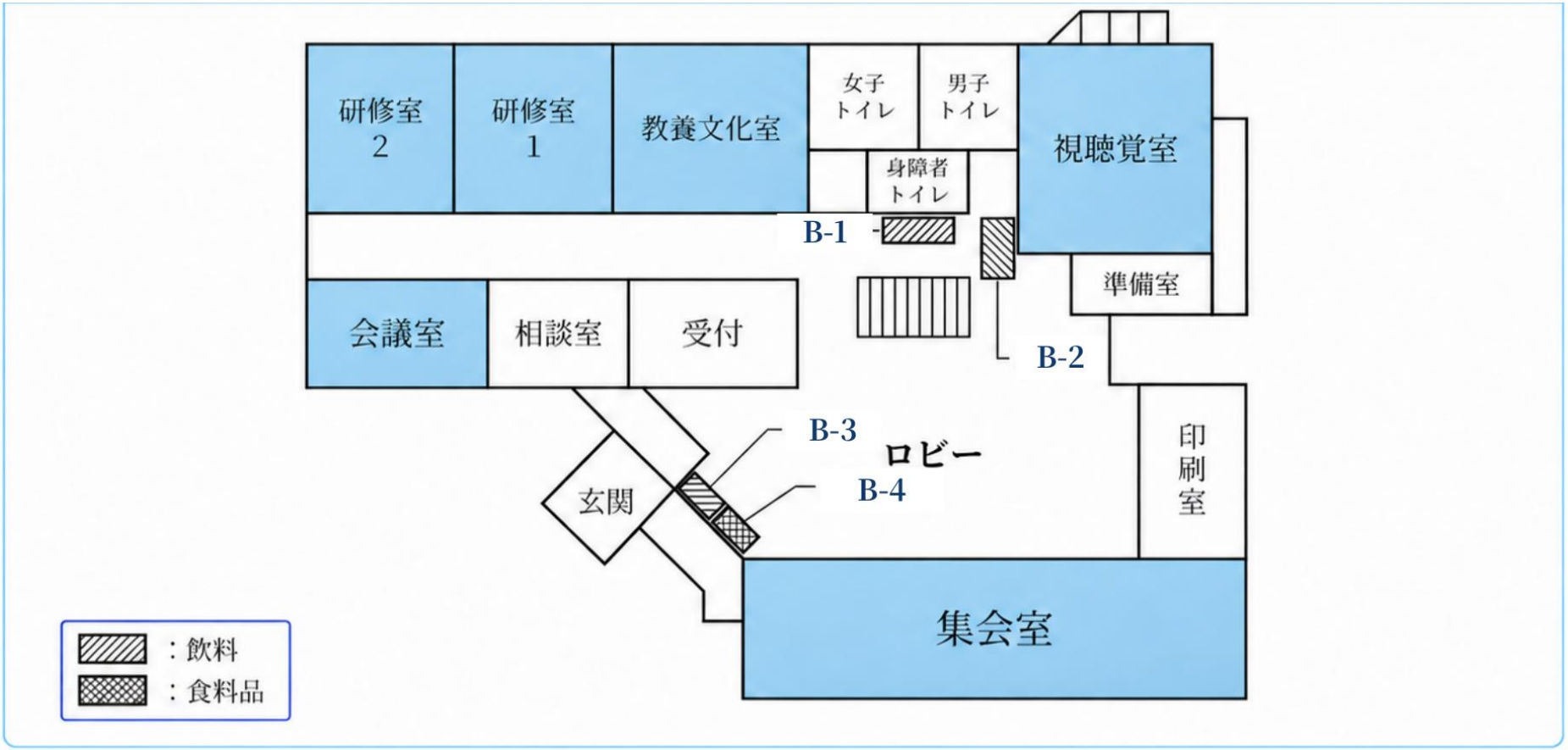

この図は設置位置を示すための模式図です。室内や自動販売機の寸法を正確に示すものではありません。
設置に当たっては、現地で設置位置、通路幅、搬入経路、電源などを確認してください。

全体位置図の施設番号 ②

# 中央公民館　自動販売機設置場所図

設置台数 4台

## 1階平面図



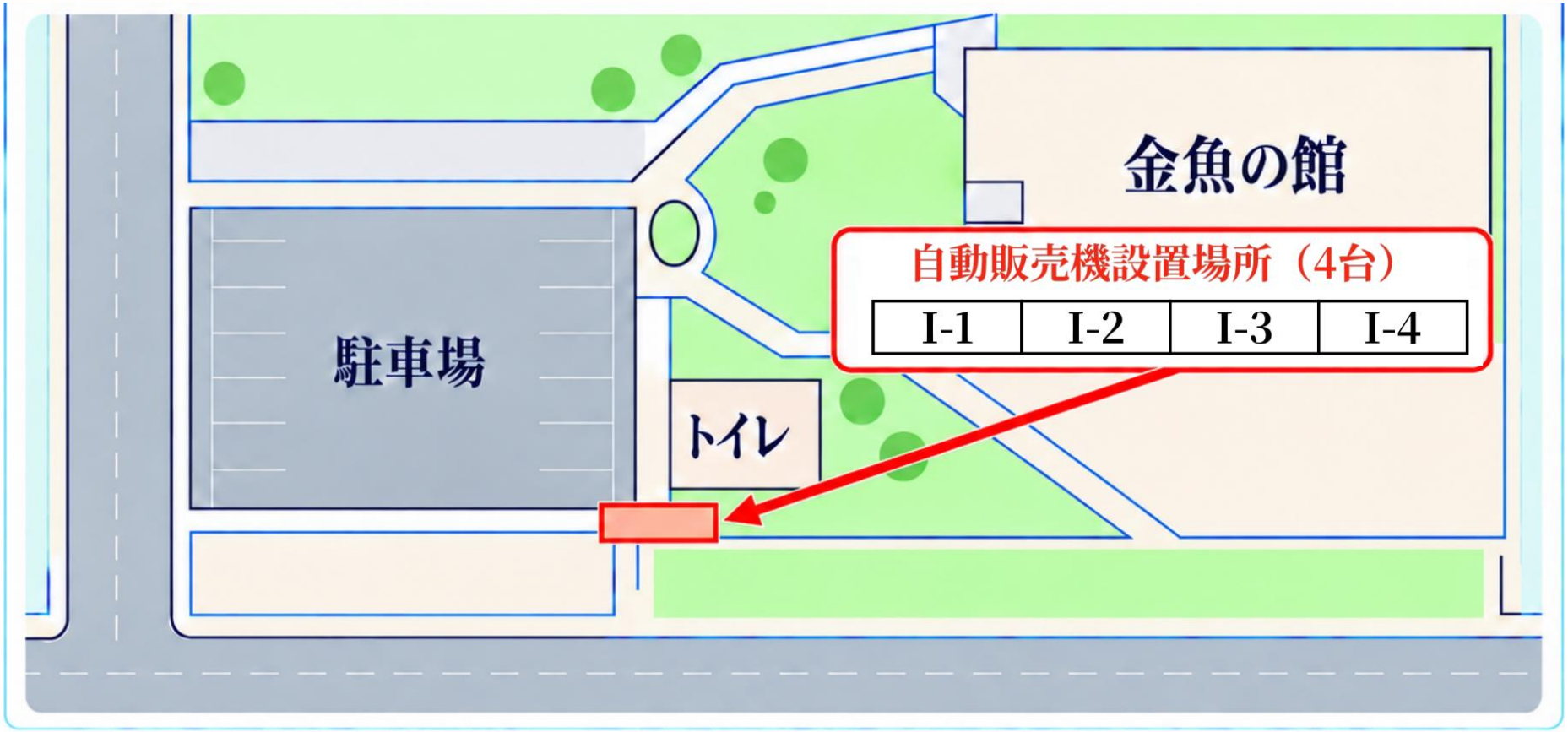

この図は設置位置を示すための模式図です。室内や自動販売機の寸法を正確に示すものではありません。
設置に当たっては、現地で設置位置、通路幅、搬入経路、電源などを確認してください。

全体位置図の施設番号 ③

# 金魚と鯉の郷広場　自動販売機設置場所図

設置台数 4台

## 駐車場（トイレ付近）




この図は位置を伝えるための模式図です。縮尺・道路幅・建物の外形・敷地境界を正確に示すものではありません。
現地確認により設置位置、必要な空地、搬入経路、電源などを確認してください。

全体位置図の施設番号 ③

# 金魚と鯉の郷広場　自動販売機設置場所図

設置台数 2台

## 多目的広場（トイレ横）



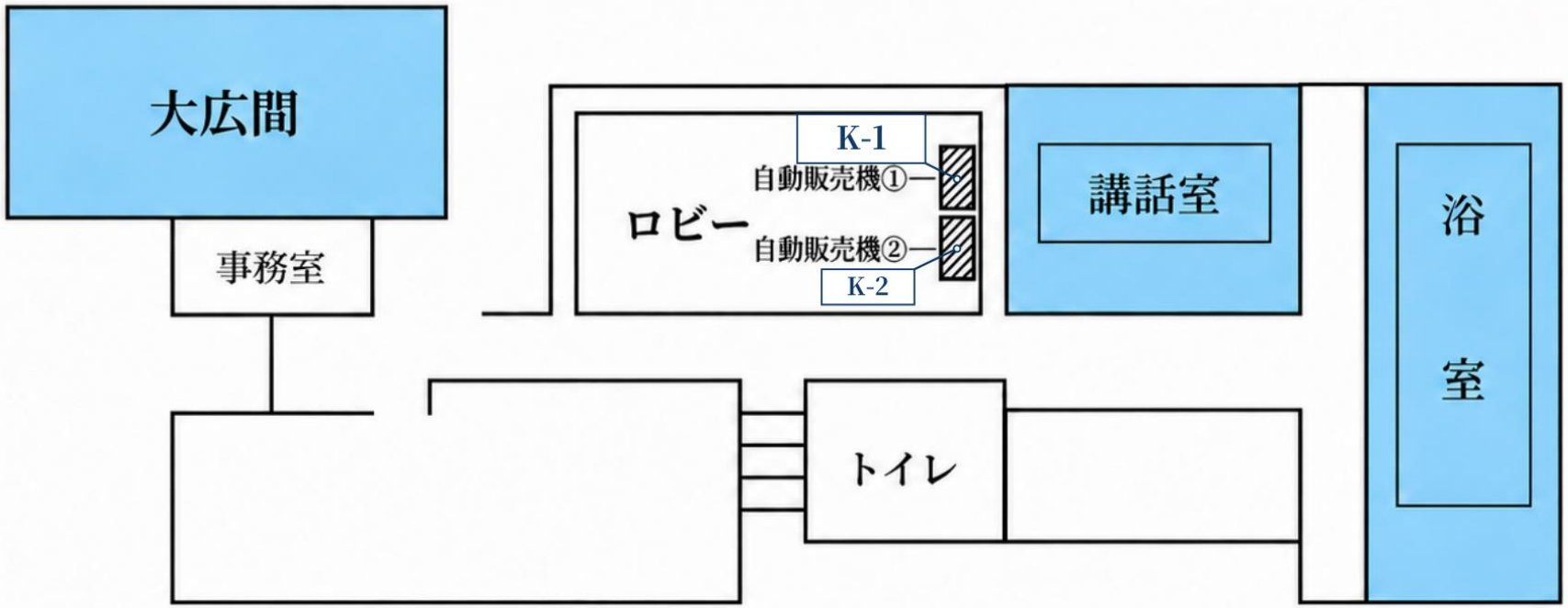

この図は位置を伝えるための模式図です。縮尺・道路幅・建物の外形・敷地境界を正確に示すものではありません。
現地確認により設置位置、必要な空地、搬入経路、電源などを確認してください。

全体位置図の施設番号 ④

# 健康福祉センター　自動販売機設置場所図

設置台数 2台

## 1階平面図



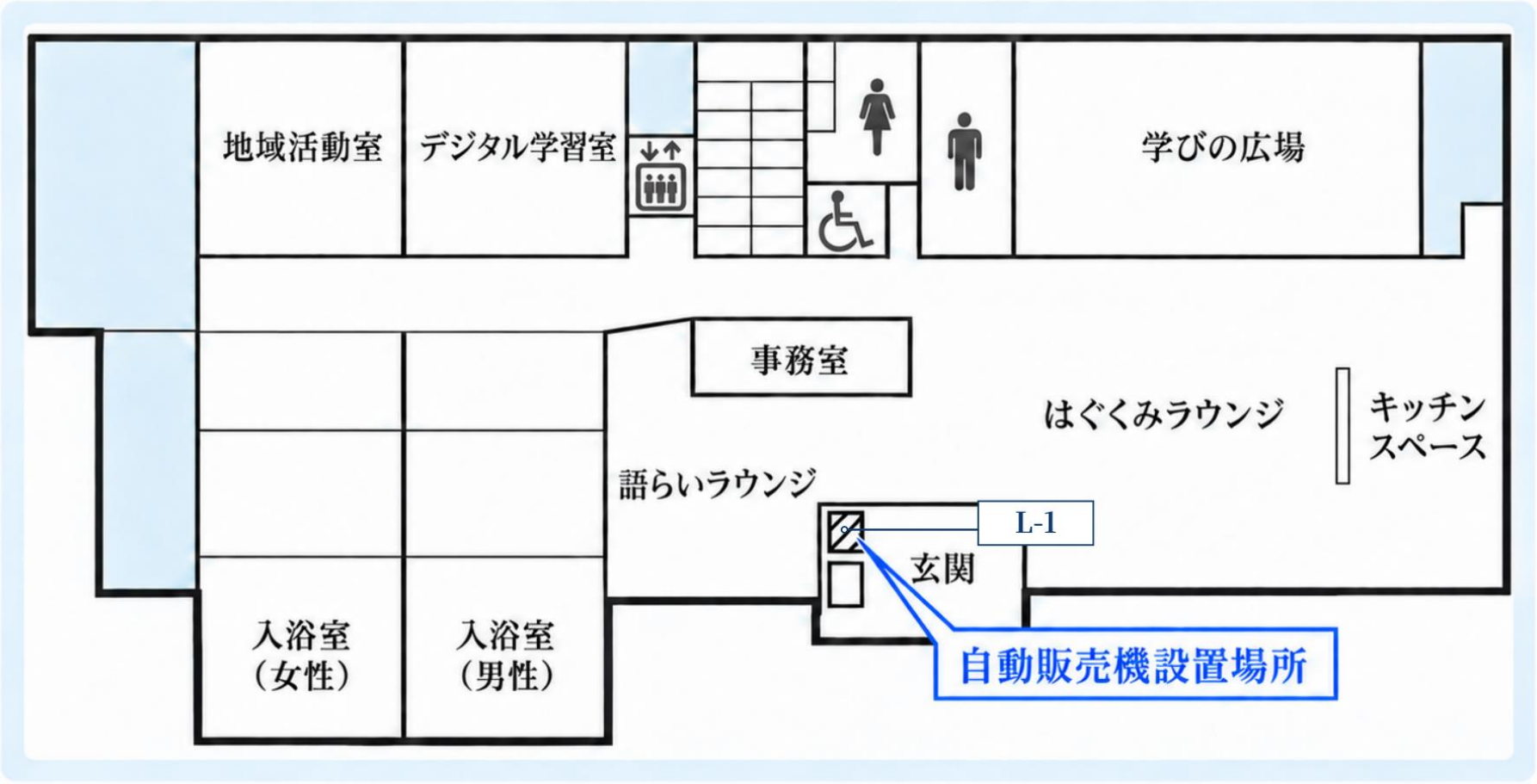

この図は設置位置を示すための模式図です。室内や自動販売機の寸法を正確に示すものではありません。
設置に当たっては、現地で設置位置、通路幅、搬入経路、電源などを確認してください。

全体位置図の施設番号 ⑤

# にじいろはうす　自動販売機設置場所図

**設置台数 1台**

## 1階平面図



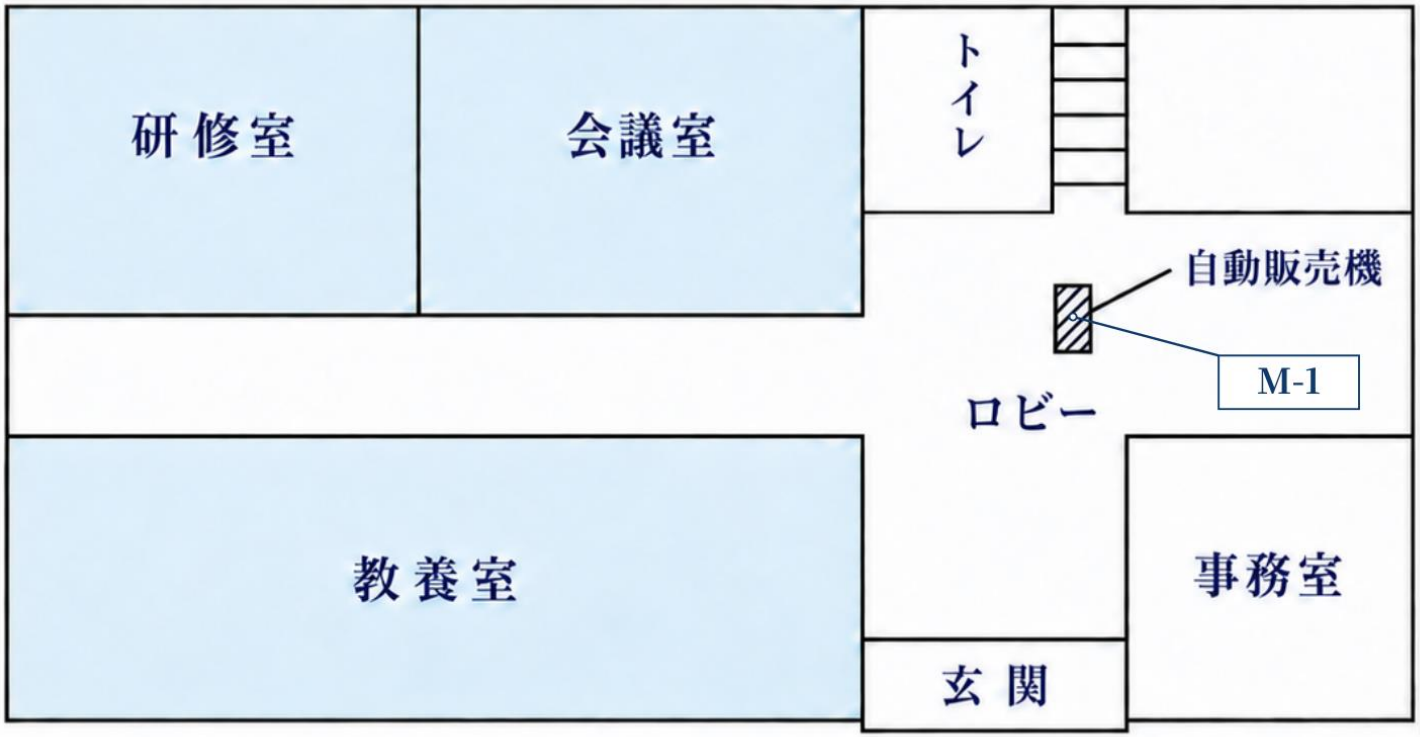

この図は設置位置を示すための模式図です。室内や自動販売機の寸法を正確に示すものではありません。
設置に当たっては、現地で設置位置、通路幅、搬入経路、電源などを確認してください。

全体位置図の施設番号 ⑥

# 町民研修センター　自動販売機設置場所図

設置台数 1台

## 1階平面図



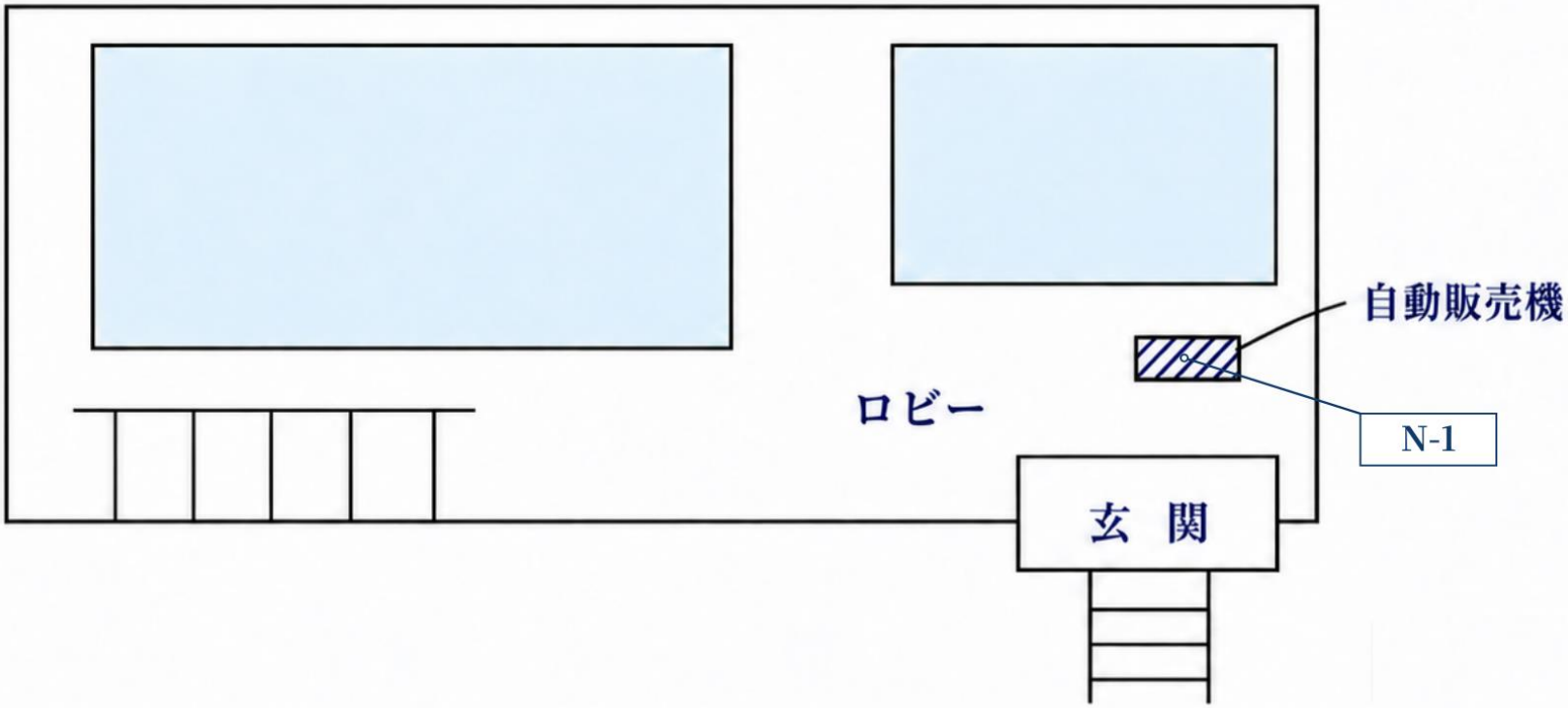

この図は設置位置を示すための模式図です。室内や自動販売機の寸法を正確に示すものではありません。
設置に当たっては、現地で設置位置、通路幅、搬入経路、電源などを確認してください。

全体位置図の施設番号 ⑦

# 浄化センター　自動販売機設置場所図

設置台数 1台

## 1階平面図



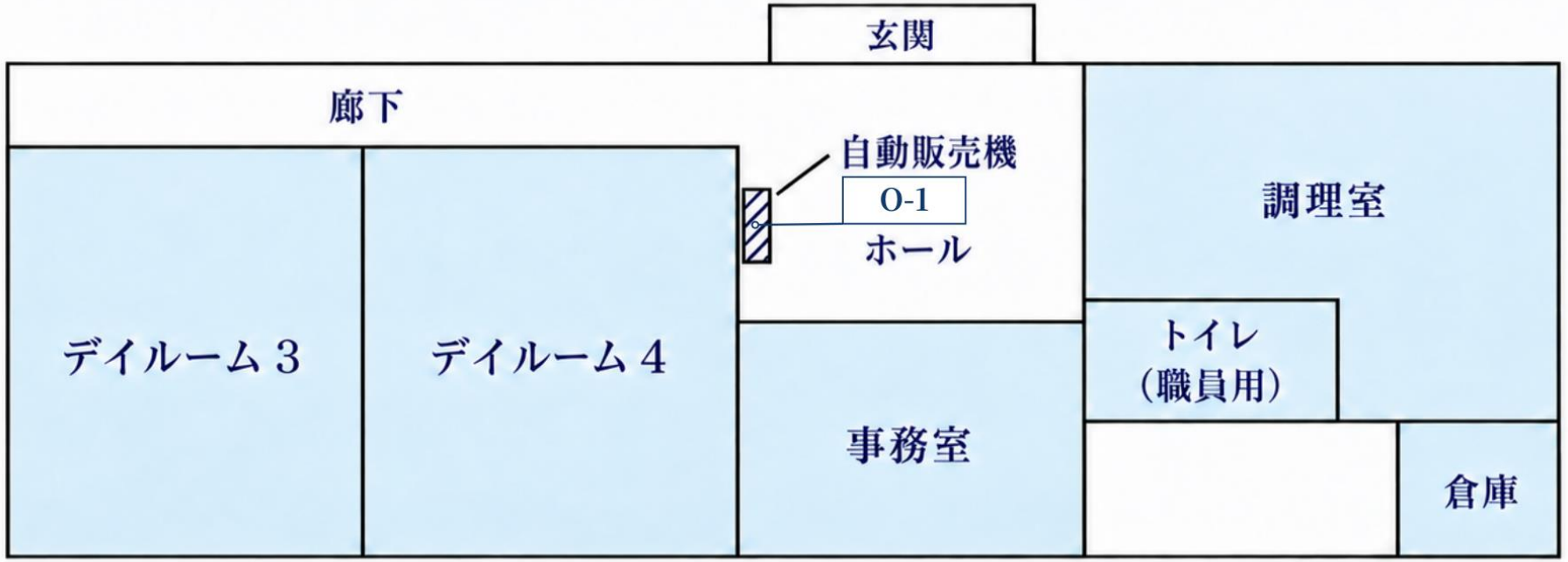

この図は設置位置を示すための模式図です。室内や自動販売機の寸法を正確に示すものではありません。
設置に当たっては、現地で設置位置、通路幅、搬入経路、電源などを確認してください。

全体位置図の施設番号 ⑧

# げんきの館　自動販売機設置場所図

設置台数 1台

## 1階平面図




この図は設置位置を示すための模式図です。室内や自動販売機の寸法を正確に示すものではありません。
設置に当たっては、現地で設置位置、通路幅、搬入経路、電源などを確認してください。

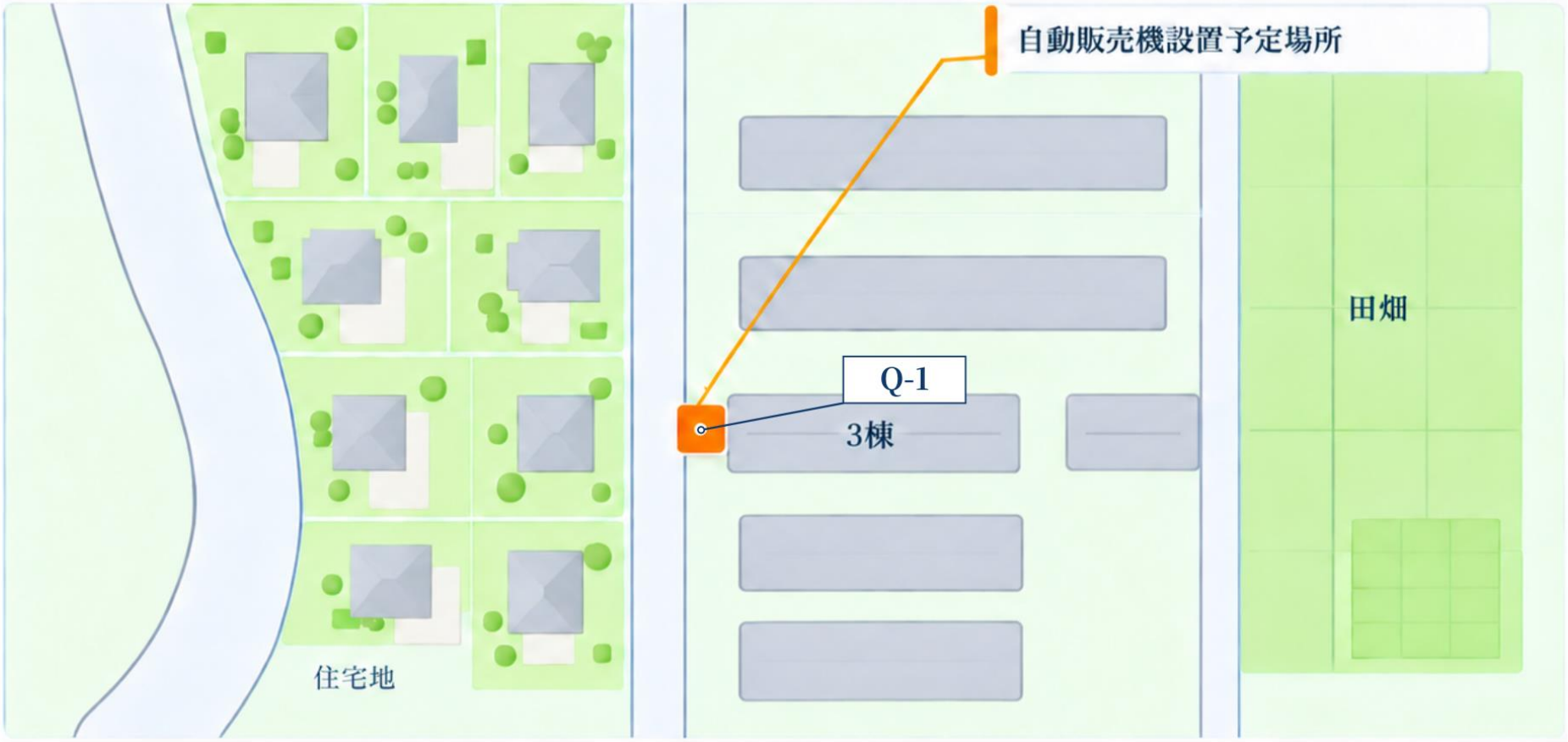
全体位置図の施設番号 ⑨

# 新山団地　自動販売機設置予定位置図

設置台数 1台

## 設置予定位置図（3棟横）

所在地：長洲町大字長洲字新山790番2




この図は位置を伝えるための模式図です。縮尺・道路幅・建物の外形・敷地境界を正確に示すものではありません。
現地確認により設置位置、必要な空地、搬入経路、電源などを確認してください。

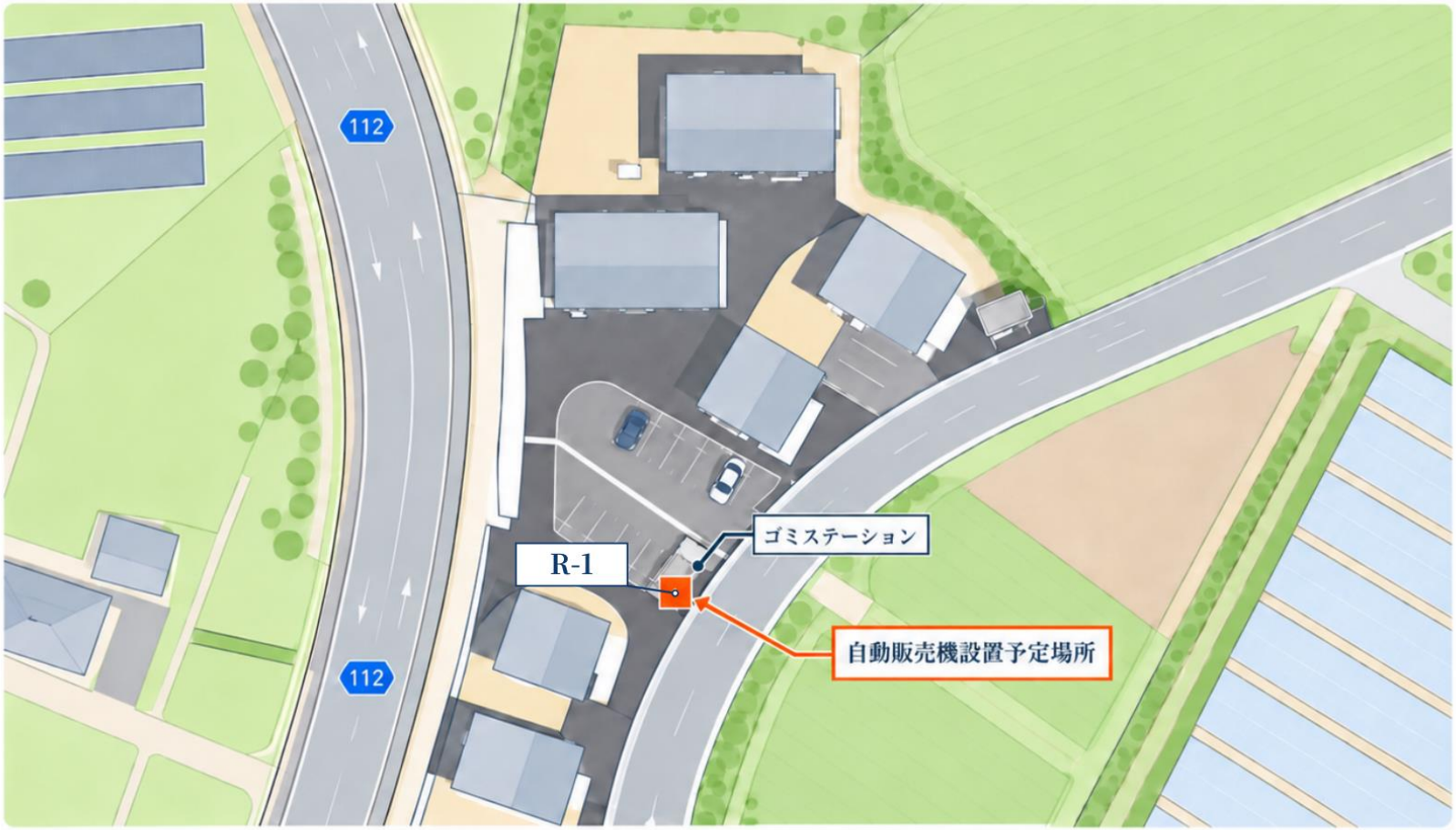
全体位置図の施設番号 ⑩

# 高浜団地　自動販売機設置予定位置図

**設置台数 1台**

## 設置予定位置図（ゴミステーション横）

所在地：長洲町大字高浜字宮ノ下1729番1




この図は位置を伝えるための模式図です。縮尺・道路幅・建物の外形・敷地境界を正確に示すものではありません。
現地確認により設置位置、必要な空地、搬入経路、電源などを確認してください。

# 別紙３　設置機器一覧表

事業者名　　提出日　令和　　年　　月　　日

| 施設名 | 設置記号 | メーカー及び型番 | 外形寸法 幅×奥行×高さ ㎜ | 災害対応 | キャッシュレス対応 |
|---|---|---|---|---|---|
| 長洲町役場庁舎 | A-1 | | | | 有（必須） |
| 長洲町役場庁舎 | A-2 | | | | 有（必須） |
| 長洲町役場庁舎 | A-3 | | | | 有（必須） |
| 中央公民館 | B-1 | | | | |
| 中央公民館 | B-2 | | | | |
| 中央公民館 | B-3 | | | | |
| 中央公民館 | B-4 | | | | |
| 金魚と鯉の郷広場 | I-1 | | | | |
| 金魚と鯉の郷広場 | I-2 | | | | |
| 金魚と鯉の郷広場 | I-3 | | | | |
| 金魚と鯉の郷広場 | I-4 | | | | |
| 金魚と鯉の郷広場 | J-1 | | | | |
| 金魚と鯉の郷広場 | J-2 | | | | |
| 健康福祉センター | K-1 | | | | |
| 健康福祉センター | K-2 | | | | |
| にじいろはうす | L-1 | | | 有（必須） | |
| 町民研修センター | M-1 | | | 有（必須） | |
| 浄化センター | N-1 | | | | |
| げんきの館 | O-1 | | | | |
| 新山団地 | Q-1 | | | | |
| 高浜団地 | R-1 | | | | |

機器仕様資料を添付すること。災害対応及びキャッシュレス対応の未記入欄には、対応している場合は「有」、対応していない場合は「無」を記入し、空欄としないこと。

・キャッシュレス対応：役場庁舎の A-1、A-2 及び A-3 は対応必須のため、「有（必須）」と記載している。

・災害対応：役場庁舎（A-1～A-3）と中央公民館の飲料用（B-1～B-3）は各１台以上を「有」とすること。L-1 及び M-1 は「有（必須）」と記載している。

# 様式１　応募資格審査申請書

令和　　年　　月　　日

長洲町長職務代理者
長洲町総務課長　吉田泰滋　様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名　　印

下記の業務に係る入札参加資格の確認を申請します。本募集要項に定める参加資格（名簿登録を申請中の場合は、第３項第１号の登録要件を除きます。）を満たしており、申請書及び添付書類の記載事項が事実と相違ないことを誓約します。また、資格確認結果の電子メールによる通知に同意します。

１　業務番号　令和８年度総務役第 167 号
２　業務名　長洲町公共施設の自動販売機設置事業
３　履行期間　令和９年４月１日から令和 14 年３月 31 日まで

## ４　担当者連絡先

担当部署・担当者名

電話番号

電子メールアドレス（資格確認結果通知先）

## ５　添付書類

・国税及び地方税の滞納がないことを証する書類の写し
・社会保険料等の滞納がないことを証する書類の写し
・設置予定機器の概要が分かる資料
・自動販売機の設置業務及び公共施設等への設置実績が分かる資料
・代理人により入札する場合は、委任状（様式３）

# 様式２　販売手数料入札書

令和　　年　　月　　日

長洲町長職務代理者
長洲町総務課長　吉田泰滋　様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名　　印

本募集要項及び契約書案の条件を承諾し、次の販売手数料率により入札します。

１　業務番号　令和８年度総務役第 167 号
２　業務名　長洲町公共施設の自動販売機設置事業
３　設置場所　契約書の別紙１に掲げる長洲町内各設置場所
４　設置台数　21 台
５　販売手数料率　□□.□□％

販売手数料率は百分率で小数点以下第２位まで記載してください。訂正する場合は、新しい用紙で作成してください。
入札書の日付は、令和８年 12 月 15 日（火）から 12 月 22 日（火）までの日付としてください。

代理人が入札する場合　代理人氏名　　印

代理人が入札する場合も上段の所在地、商号又は名称及び代表者職氏名を記載し、押印は代理人欄に行ってください。上段の代表者欄への押印は不要です。代理人欄には、委任状（様式３）の代理人欄と同じ印を使用してください。
名簿登録上の受任者が入札する場合は、代表者職氏名欄に当該受任者の職氏名を記載し、町に届け出た使用印を押印してください。

# 様式３　委任状

令和　　年　　月　　日

長洲町長職務代理者
長洲町総務課長　吉田泰滋　様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名　　印

私は、下記の者を代理人と定め、次の事項に係る入札の権限を委任します。

１　業務番号　令和８年度総務役第 167 号
２　業務名　長洲町公共施設の自動販売機設置事業
３　委任事項　上記事業に係る入札に関する一切の権限
４　代理人

所属・職名

氏名　　印

電話番号

代表者欄には町に届け出た使用印を、代理人欄には入札書に使用する代理人の印を押印してください。名簿登録上の受任者が委任する場合は、代表者職氏名欄に当該受任者の職氏名を記載してください。

# 様式４　入札辞退届

令和　　年　　月　　日

長洲町長職務代理者
長洲町総務課長　吉田泰滋　様

商号又は名称

代表者職氏名　　印

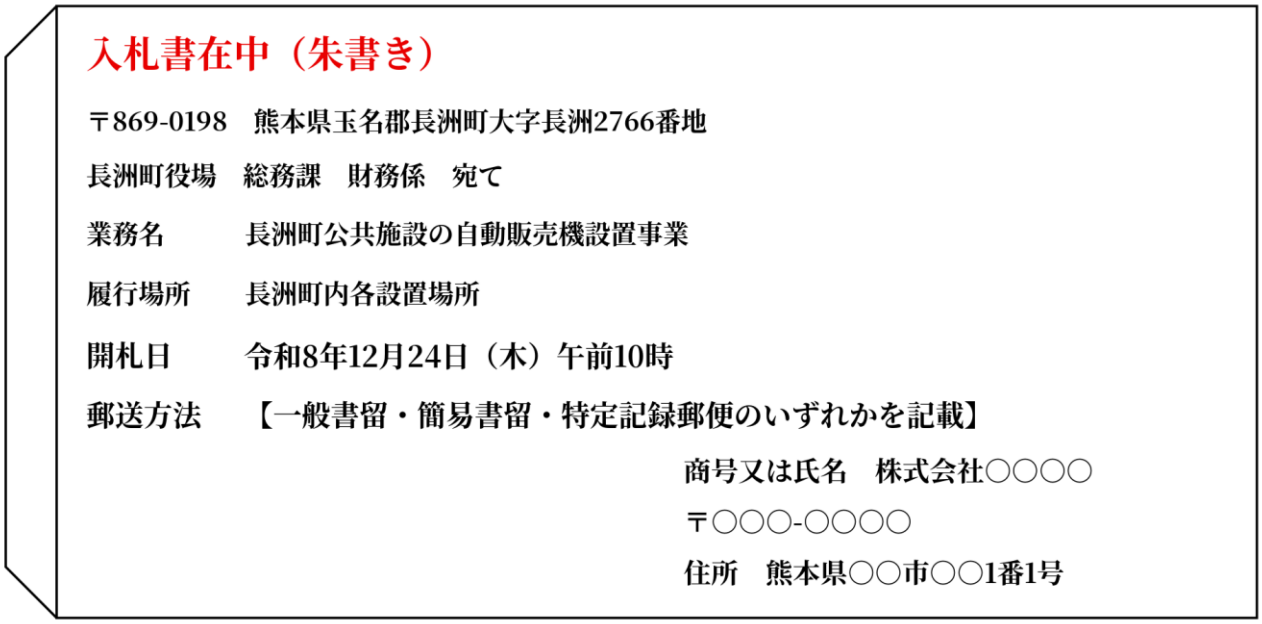
下記の入札を辞退します。

１　業務番号　令和８年度総務役第 167 号
２　業務名　長洲町公共施設の自動販売機設置事業
３　開札日時　令和８年 12 月 24 日（木）午前 10 時

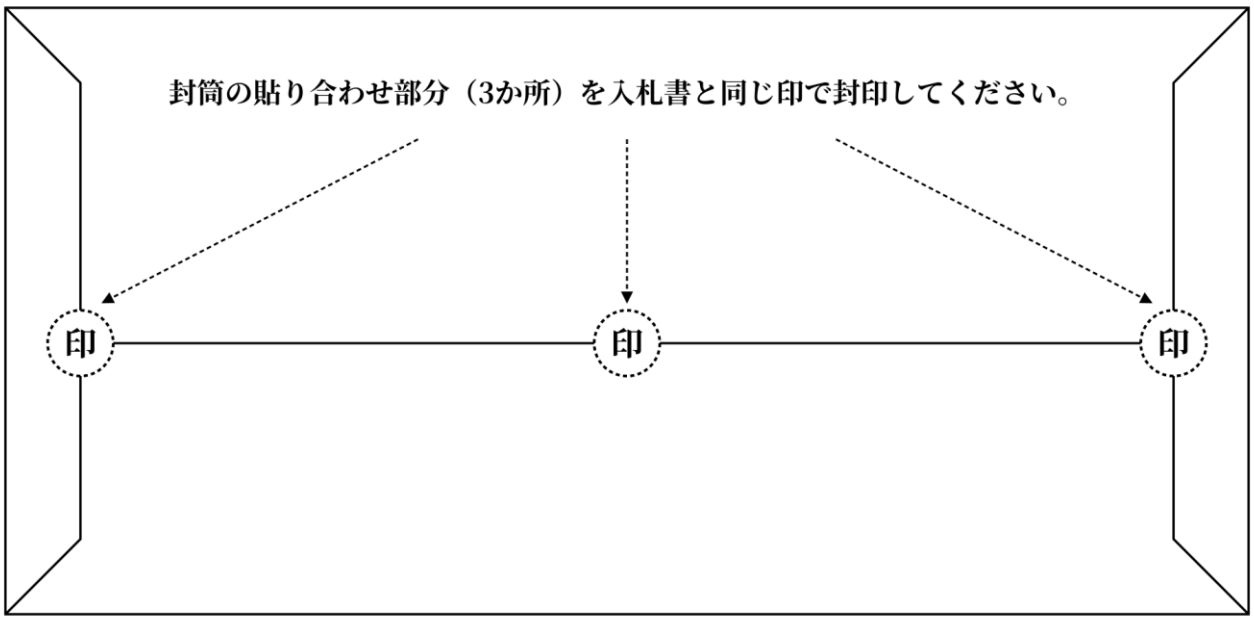
# 入札書封筒記載例

長 3 定型封筒を用い、次の事項を記載してください。一般書留、簡易書留又は特定記録郵便で、令和 8 年 12 月 15 日（火）から 12 月 22 日（火）午後 5 時 15 分までの受付期間内に町へ到達するよう送付してください（必着）。
縦書き、横書きは問いませんが、次の記載事項を必ず記載してください。
※ 郵送方法は、一般書留・簡易書留・特定記録郵便のいずれかとしてください。

**表面**




**裏面**




入札書（様式 2）を封入し、封かん及び封印してください。令和 8 年度総務役第 167 号及び令和 8 年度総務役第 168 号の両業務に入札する場合は、業務ごとに別の封筒で提出してください。